

平成 24 年度
電子入札コアシステム利用者会議・特別会員会議
議 事 次 第

I. 日 時：平成 25 年 1 月 25 日（金） 13：30～15：00

II. 場 所：日本青年館ホテル 3 階 国際ホール

III. 議事次第

1. 開 会

2. 挨拶（JACIC 理事）

3. 議 事

（1）利用者会議・特別会員会議 合同開催の経緯

（2）コアシステム事業の状況について

（3）意見募集について

（4）暗号アルゴリズム移行スケジュールについて

（5）その他

4. 閉 会

—参 考 資 料—

参考資料 1：平成 23 年度電子入札コアシステム利用者会議（議事概要）

参考資料 2：第 23 回 特別会員会議 議事録

参考資料 3：平成 24 年度電子入札コアシステム利用者会議・特別会員会議参加団体

参考資料 4：電子入札コアシステム開発コンソーシアム会員名簿（平成 24 年度）

参考資料 5：電子入札コアシステム開発コンソーシアム規約

利用者会議・特別会員会議 合同開催の経緯

電子入札コアシステム開発コンソーシアムでは平成13年度の発足当初から、電子入札コアシステムのユーザー発注機関、システムベンダー等から構成される特別会員会議を開催してきた。同コンソーシアムは、電子入札コアシステムについて「開発および改良するための仕様並びに運用支援に関する検討を行う」ことを目的としており、特別会員会議は参加者への情報共有および意見交換、事務局への要望等を行う場として活用されていた。

一方、平成22年度には、行政刷新会議（事業仕訳）の評価結果を踏まえ、利用者である国、地方公共団体等の発注者および民間企業等の受注者の意見・要望を幅広く拝聴し事業の改善方針に反映していくため、電子入札コアシステム利用者会議を新たに設置した（別紙参照）。

これまで利用者会議と特別会員会議は別々に開催し、受注者側に直接関係が無い項目については特別会員会議の議題としていた。しかしながら、Javaのセキュリティ対応や暗号移行など、受注者側には直接的には関係が無いような項目についても、幅広く情報提供を行うことにより、事業がより一層、円滑に展開されると考えられる。

このため、今年度は、利用者会議・特別会員会議を合同で開催することにより、電子入札コアシステムを支える関係者間において情報共有を図ることとした。

(別紙)

1. 電子入札コアシステム特別会員会議

(1) 会議概要

電子入札コアシステムの仕様並びに普及等の検討を行うために設置された「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」の活動の一環として、平成 13 年度より開催されている。会議においては、会員への情報提供、会員相互の意見交換や事務局への要望などが行われている。

(2) 会議参加者

- ① 特別会員（国、独立行政法人、地方自治体などの発注機関。直接のユーザーのみならず、コンソーシアムの目的及び活動に賛同している公共事業等の発注機関であれば参加可能）
- ② 正会員（民間企業：IT ベンダー）
- ③ 賛助会員（民間企業：IT ベンダー、コンサルタント、認証局等）

(3) 開催状況

平成 13 年 7 月 31 日 第 1 回特別会員会議 開催

以降、年 1 回から 2 回を開催。近年は年 1 回の開催、昨年度は以下の通り。

平成 24 年 1 月 20 日 第 23 回特別会員会議 開催

2. 電子入札コアシステム利用者会議

(1) 会議概要

平成 22 年 5 月 21 日に実施された。行政刷新会議「事業仕分け」に「電子入札システムの運営管理」が仕分け対象事業となり、以下の評価を受けた。

国の関与を強化した上で、実施機関を競争的に決定（競争によるコスト削減を図る）

この評価結果を踏まえ、国機関、地方公共団体等の発注者および民間企業等の受注者の意見・要望を幅広く拝聴するため、電子入札コアシステム利用者会議は設置された。

会議においては、意見・要望を踏まえ、事業の改善方針を策定するとともに、その実施状況等を説明している。また、会議の議論を踏まえ、必要に応じて事業の改善方針の改訂が図られている。

(2) 会議参加者

- 1) 事業を利用している発注者（国、独立行政法人、地方自治体など）

- 2) 事業を利用している受注者（入札参加者）の団体
- 3) 理事長が必要と認める学識者等

(3) 開催状況

平成 22 年 10 月 4 日：電子入札コアシステム利用者会議開催（第 1 回）

平成 22 年 12 月 17 日：電子入札コアシステム利用者会議開催（第 2 回）

平成 24 年 1 月 20 日：電子入札コアシステム利用者会議開催（第 3 回）

※ 会議に関する情報は以下の URL にて公開中

URL：<http://www.jacic.or.jp/meeting/denshicore/index.html>

コアシステム事業の状況について

1. 普及状況

平成25年1月現在の電子入札コアシステムを採用かつ運用中の団体数は561団体（採用予定を含めると659団体）と1年間で32団体増加した。

国、都道府県では普及がほぼ終結し、市町村の単独運用や共同利用への参加による増加となっている。また、いくつかの県では共同利用の検討が進められている。

表1-1 電子入札コアシステムの普及状況（平成25年1月25日時点）

機関区分	運用中（昨年同月比）	準備中（昨年同月比）
中央省庁	8団体（0）	なし
公社・機構等	17団体（+1）	なし
都道府県	46団体（+1）	なし
政令指定都市	19団体（+1）	なし
市町村	463団体（+30）	98団体（-11）
その他	8団体（0）	なし
合計	561団体（+33）	98団体（-11）

2. 平成24年度の事業活動

電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員、賛助会員の協力を得て、以下のモジュール提供を実施・予定している。

- ・ LGPKI 専用クライアントソフトウェア **Version 2.0.1** の提供 (H24.10 提供済み)
- ・ 暗号アルゴリズム移行対応モジュールβ版の提供（平成25年度上期提供予定）
- ・ LGPKI 専用クライアントソフトウェア **Version 2.1** 暗号アルゴリズム移行対応版の検討（平成25年度上期提供予定）
- ・ 電子入札コアシステム **V5.3** の検討（平成25年度上期提供予定）

コアシステム保守活動として以下の活動を行った。

- ・ 問合せ対応：H23年度100件、H24年度（1/23時点）59件
- ・ 会員向け情報提供：技術情報（16件）、障害情報（9件）、コアシステム関連情報（10件）
- ・ JRE リビジョンアップに対する動作確認（6回）
- ・ 地方ブロックユーザ会議：全国9ブロックで開催（6月、7月）

3. 事業改善方針の実施状況等

(1) 電子入札コアシステム事業改善方針（平成 24 年 1 月 20 日改訂）

1) コアシステム機能の充実

強いニーズにかんがみ、検討対象を工事・業務だけでなく物品・役務にまで拡大し、コアシステム機能の大幅な充実を図る。この際、保守等の料金水準を引き上げることのないよう留意する。

2) 処理速度等の性能向上

処理速度遅延の原因、速度改善方法と効果等に関する調査を行い、JAVA 実行環境の見直し等抜本的な性能改善を検討する。

3) 料金体系等

ライセンス料、保守料金については、暗号アルゴリズムの危殆化対応、サポートの充実、コアシステム機能の充実等を図りつつ、現行水準の維持に努めるとともに、収支均衡を目指してコスト削減努力を行う。なお、料金の使途及び収支概要を利用者会議で明示するなど透明性の確保を図る。

また、Saas 方式が今後主流となることを見越しつつ SLA にも対応し、少額・少数利用の市町村への導入にも配慮した料金体系の追加検討を行う。

4) ユーザサポート

サービスセンタの対応の迅速化を目指して体制等の強化を行う。これまで直接の契約機関を対象に実施していたアンケート調査の範囲を共同利用の市町村に拡大するなど、よりの確なニーズ把握に努める。

5) 情報セキュリティの強化（平成 24 年 1 月新規追加）

昨今、政府機関や国内企業に対するサイバー攻撃や脆弱性を突く攻撃等が巧妙かつ高度化している。コアシステムが開発されてから既に 10 年以上が経過し、情報セキュリティの状況も大きく変化していることから、コアシステムの情報セキュリティの強化・見直しを図る

5) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ事案発生時の対応を迅速に行うため、コンソーシアム正会員・賛助会員とのセキュリティ事案発生時の早期連絡の徹底や情報共有等、体制を強化した。

また、JRE 6 の脆弱性に対する注意喚起をふまえて JRE 7 対応バージョンの早期提供を行うこととした。

4. 事業改善方針の修正について

「4) ユーザサポート」については、措置済みのため事業改善方針より削除することとする。

(2) 事業改善方針の対応状況

1) コアシステム機能の充実

コアシステム V6 の提供に伴う物品・役務機能の強化に向け、昨年度に実施したアンケート調査の結果等をふまえて要件定義の作成を開始した。

今後は、平成 27 年度内に予定しているコアシステム V6 の提供に向け検討を継続しつつ、平成 25 年度内に基本設計を行う。

2) 処理速度等の性能向上

これまでの調査等により、JAVA を別の方式に置き換えるには、システムの約 1 / 3 を作り替えなければならないことから、実現困難と判断した。一方、処理速度の改善として IC カードへのアクセス方法の変更が有効であることを確認した。また、今後は、データベース構造の見直しによる処理速度の改善を検証していきたい。いずれにおいても、コアシステム構築団体によるシステム更新における費用対効果を考慮して検討を行う。

3) 料金体系等

電子入札システムは都道府県等への普及は概ね完了し、小規模自治体を残して飽和状態に近づきつつある。今後、各県において、共同利用が一層進むことが見込まれ、現在単独で利用をいただいている市町村が共同利用に切り替わっていく可能性は高いものの、料金水準については、現行水準の維持に努めるべく、引き続きコスト削減に努めて参りたい。

また、小規模自治体への電子入札システムの普及を目的とした新サービス・料金体系（1, 2 年間は低料金で試行的利用が可能な体系等）の検討については、平成 25 年度は、各自治体等へのアンケートによる市場調査を実施し、その結果を踏まえて、新しいサービス・料金体系の追加検討を行うこととする。

4) ユーザサポート【措置済み】

○平成 23 年度の取り組み

- ・サービスセンタの職員を 2 名増強
- ・JRE のアップデートモジュールの動作確認期間短縮（1 か月→2 週間）
- ・アンケート対象の拡大（共同利用参加団体を含めた）

○平成 24 年度の取り組み

- ・JACIC 内にテスト環境の増強を行った。
- ・コアシステムに対する意見募集を行うホームページを新設し、年間を通じて意見募集を行うこととした。
- ・コアシステムのバージョン毎に対応した OS やミドルウェア等のサポート期間を明示することで各発注機関におけるシステム有効期間の明確化を図った

電子入札コアシステム事業改善方針（変更案）

電子入札コアシステム事業改善方針	電子入札コアシステム事業改善方針（変更案）
<p>平成 24 年 1 月 20 日</p> <p>電子入札コアシステム事業改善方針</p> <p>(1) コアシステム機能の充実 強いニーズにかんがみ、検討対象を工事・業務だけでなく物品・役務にまで拡大し、コアシステム機能の大幅な充実を図る。この際、保守等の料金水準を引き上げることのないよう留意する。</p> <p>(2) 処理速度等の性能向上 処理速度遅延の原因、速度改善方法と効果等に関する調査を行い、JAVA 実行環境の見直し等抜本的な性能改善を検討する。</p> <p>(3) 料金体系等 ライセン্স料、保守料金については、暗号アルゴリズムの危険化対応、サポートの充実、コアシステム機能の充実等を図りつつ、現行水準の維持に努めるとともに、収支均衡を目指してコスト削減努力を行う。なお、料金の使途及び収支概要を利用者会議で明示するなど透明性の確保を図る。 また、SaaS 方式が今後主流となることを見越しつつ SLA にも対応し、少額・少数利用の市町村への導入にも配慮した料金体系の追加検討を行う。</p> <p>(4) ユーザサポート サービスセンタの対応の迅速化を目指して体制等の強化を行う。これまで直接の契約機関を対象に実施していたアンケート調査の範囲を共同利用の市町村に拡大するなど、よりの確かなニーズ把握に努める。</p> <p>(5) 情報セキュリティの強化（新規追加） 昨今、政府機関や国内企業に対するサイバー攻撃や脆弱性を突く攻撃等が巧妙かつ高度化している。コアシステムが開発されてから既に 10 年以上が経過し、情報セキュリティの状況も大きく変化していることから、コアシステムの情報セキュリティの強化・見直しを図る</p>	<p>平成 25 年 1 月 25 日</p> <p>電子入札コアシステム事業改善方針（変更案）</p> <p>(1) コアシステム機能の充実 変更なし</p> <p>(2) 処理速度等の性能向上 変更なし</p> <p>(3) 料金体系等 変更なし</p> <p>(4) ユーザサポート 措置済みのため削除</p> <p>(4) 情報セキュリティの強化 番号変更。内容は変更なし</p>

電子入札コアシステムの普及状況

電子入札コアシステム採用団体一覧

公共発注機関区分		運用中(試行運用・実証実験含む)				開発中(準備中含む)	
中央省庁 (運用中 8 団体) (開発中 0 団体)	内閣府 冲縄総合事務局 財務省* 文部科学省*	厚生労働省* 農林水産省* 国土交通省*	防衛省 最高裁判所**				
公社・機構等 (運用中 17 団体) (開発中 0 団体)	国立印刷局** 物質・材料研究機構● 宇宙航空研究開発機構●* 日本原子力研究開発機構● 森林総合研究所 森林地盤整備センター●	石油天然ガス・金属鉱物資源機構●* 鐵道建設・運輸施設整備支援機構●* 都市再生機構 住宅金融支援機構● 沖縄科学技術大学院大学学園●	日本銀行●* 日本下水道事業団● 東日本高速道路株式会社● 中日本高速道路株式会社●* 西日本高速道路株式会社●	首都高速道路株式会社● 阪神高速道路株式会社●			
都道府県 (運用中 46 団体) (開発中 0 団体)	北海道●*(共同利用 1 団体) 青森県● 岩手県● 宮城県●* 秋田県● 山形県 福島県● 茨城県●*(共同利用 18 団体) 栃木県● 群馬県●*(共同利用 16 団体) 埼玉県●*(共同利用 59 団体) 千葉県●*(共同利用 37 団体) 東京都●* 神奈川県●*(共同利用 28 団体) 新潟県●*(共同利用 8 団体) 富山県●	石川県●*(共同利用 9 団体) 福井県●*(共同利用 8 団体) 山梨県● 長野県●*(共同利用 4 団体) 岐阜県 静岡県 愛知県●*(共同利用 20 団体) 三重県● 滋賀県● 京都府●*(共同利用 11 団体) 大阪府● 兵庫県● 奈良県●* 和歌山県 鳥取県● 島根県●*(共同利用 6 団体)	広島県●*(共同利用 15 団体) 山口県● 徳島県●*(共同利用 7 団体) 香川県●*(共同利用 3 団体) 愛媛県● 高知県● 福岡県● 佐賀県● 長崎県● 熊本県●*(共同利用 6 団体) 大分県●*(共同利用 18 団体) 宮崎県●*(共同利用 2 団体) 鹿児島県●*(共同利用 26 団体) 沖縄県	茨城県 (共同利用 26 団体) 群馬県 (共同利用 4 団体) 千葉県 (共同利用 13 団体) 静岡県 (共同利用 15 団体) 愛知県 (共同利用 7 団体) 福井県 (共同利用 2 団体) 島根県 (共同利用 7 団体) 広島県 (共同利用 2 団体) 熊本県 (共同利用 2 団体) 鹿児島県 (共同利用 16 団体)			
政令指定都市 (運用中 19 団体) (開発中 0 団体)	札幌市 仙台市● [さいたま市] 新潟市 [千葉市] 川崎市*	横浜府* [相模原市] 新潟市 [静岡市] [浜松市]	名古屋市* 京都市* 大阪市* 堺市* [神戸市]	広島市* 北九州市* 福岡市* [熊本市]			
その他市町村等(単独) (運用中 51 団体) (開発中 3 団体)	岩手県市● 盛岡市● 盛岡市● 山形市● 足利市● 佐野市● 藤沼市●* 日光市● 那須塩原市● 下野市● 上三川町● 成田市 柏市 南アルプス市● 北杜市● 長岡市● 村上市● 高岡市	桑名市● 長浜市● 東近江市● 福岡市● 城陽市● 京田辺市● 京丹後市● 神戸市●* 京丹波町●* 奈良市● 生駒市● 広陵町● 和歌山市● 徳島市● 松山市●* 今治市● 新居浜市● 柳川市●	佐賀市●* 唐津市● 長崎市● 佐世保市 諫早市● 大村市● 那覇市● 東京新都市建設公社● 練馬区社会福祉事業団● 滋賀県道路公社● 滋賀県住宅供給公社● 滋賀県土地開発公社● 大阪府住宅供給公社● 大阪府建築技術協会 大阪広域水道企業団●				
市町村共同利用 (運用中 60 団体) (準備中 1 団体)				岐阜県市町村共同利用 大阪府市町村共同利用 兵庫県電子入札共同運営	岐阜県市町村共同利用 (市間利用: 1 団体)		

*は、コア物品・役務を併せて運用または開発予定。
 ●は、ASP方式による電子入札の運用を実施。
 ○は、県及び市町村間での共同利用に参加している政令指定都市を示す(共同利用数には含まれていません)
 共同利用の参加団体数は向県内の公社・企業団を含んだ数値となっています。また、参加団体数は市町自治体により変動する可能性があります。運用状況はHP他により独自に調査したものです。

意見募集について

平成 24 年度は JACIC のホームページに意見募集ページを新設し、発注者、応札者を問わず年間を通じて意見・要望等を募ることとした。

1. 意見募集ページの概要

意見募集における記入方法は、記名式による以下のカテゴリを選択し自由形式にて意見等を記入する。

・記名式 (お名前、団体名、電話番号、メールアドレス) ※下線は必須項目

・項目

コアシステムの機能・性能について

コアシステムの操作性について

認証・セキュリティについて

ユーザサポートについて

料金について

その他

・内容 (250 文字以内とする)

【注意】：コアシステムを利用中の団体における技術的な質問は、コアシステムサービスセンターへお願いします。

なお、コアシステムサービスセンターのホームページは契約団体専用となっておりますので一般の方はご利用できません。

URL : <https://www.jacic.or.jp/s/inquiry/core.html>

※JACIC ホームページの「ご意見・お問い合わせ」からもご利用できます。

2. 意見募集結果の公表

今後については、毎年 12 月末時点の結果を利用者会議・特別会員会議にて報告する。

3. 意見募集結果

平成 24 年度の意見募集ホームページ並びに会議参加申込時の意見要望等を報告する。

- ・集計対象期間：平成 24 年 12 月 7 日～平成 25 年 1 月 10 日
- ・対象：全発注機関及び応札者
- ・意見募集方法：ホームページによる項目（カテゴリ）選択式の自由記述
※発注機関の会議参加申込時の意見等については事務局側で項目分け

1) 意見・要望提出者の属性

分 類		提出者数
発注者	都道府県	5
	政令指定都市	2
	市町村	3
	地方公社等	1
	その他	1
応札者		3
合計		15

2) 意見・要望の内容について

発注者側は、機能・性能に関する要望が大半を占め、受注者側は、操作性に関する要望が大半を占めていた。

項目	発注者	受注者
機能・性能について	13	2
操作性について	1	10
ユーザサポートについて	1	0
料金について	1	0
その他	8	0
合計	24	12

提出された意見・要望の詳細は、別紙に示すとおりであるが、大別するとその殆どが速度向上も含めた機能の向上・追加と、事務局からの情報提供に関する意見・要望に分けられる。

前者については、頂いた意見・要望を参考とし、意見・要望の数や対応に要する費用等を考慮しつつ、今後検討して参りたい。

後者については、現状のサービスセンターにおいて可能な限り、適切かつ速やかに必要な情報の提供を行って参りたい。

意見・要望一覧（発注機関）

カテゴリ	小区分	概要	件数
機能・性能について	機能提供等	物品役務機能の機能拡充と改善（工事と同様の運用を可能とする）	2
		業務の総合評価対応してほしい	1
		総合評価におけるマイナス値の利用を可能にしてほしい	1
		開札時の失効確認を廃止、または選択式としてほしい	1
		落札決定時の署名前への戻す機能を追加してほしい	1
		未処理案件で通知書を発行せずに処理を進める機能がほしい	1
		エラメッセージの英語表記の日本語化を希望	1
		業務集中時の処理速度の向上	1
		電子くじ機能の改善	1
		Windows8の対応予定を教えてください	2
		競下げ方式の対応予定を教えてください	1
		検索機能等にボタン位置等の改善	1
		ユーザ向け情報（HP等）更新時のメール通知	1
		LGPKI専用クライアントソフトの料金の変更の有無	1
操作性について	情報提供	暗号移行の作業内容やリリース時期の情報提供	3
		V5.3のリリース時期と仕様の明示	2
		その他	3
ユーザサポートについて			
料金について			
その他	情報提供		

意見・要望一覧（応札者）

カテゴリ	概要	件数	
機能・性能について	立ち上げ時等の速度改善を希望	2	
	データ保存（XML）機能の保存方法や表示方法等、操作性を改善してほしい	3	
	検証機能における複数部局の検索、入札結果の落札業者およびくじ引き参加者へのマーク付けを希望	3	
	説明要求において前回の検索条件を保持してほしい	2	
	電子入札から説明要求に切り替える際のPIN番号入力を省略してほしい	1	
	電子入札で複数の部局の操作を行えるようにしてほしい	1	
	操作性について		

平成 23 年度電子入札コアシステム利用者会議

日 時：平成 24 年 1 月 20 日（金）
13:30～14:30
場 所：日本青年館ホテル
出席者：電子入札コアシステム利用者

1. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 岩立 忠夫
- (3) 議事
 - 1) 利用者会議の経緯
 - 2) 事業改善方針の進捗状況
 - 3) 利用者の意見の拝聴
 - 4) 利用者意見募集の結果
 - 5) まとめ
- (4) 講評
- (5) 閉会

注意：

「利用者からの意見」につきましては、利用者会議終了後（1 月 31 日まで）に寄せられたご意見も含め掲載しております。

2. 参加状況

参加機関等の区分	参加機関数
学識者	1名
国の機関	5機関
都道府県	39機関
政令指定都市	12機関
市町村	19機関
独立行政法人	3機関
株式会社・事業団	3機関
業界団体	5機関
合計	86機関

3. 会議概要

(1) 利用者の意見の拝聴

○ 国の機関

- 電子入札システムの競争参加資格者データベースに登録されている社の情報を建設業許可番号との同一性をもって参加資格の有無を判定している。したがって、登録内容の変更後のデータベースとICカードとの内容が一致しなくても、電子入札は利用可能となっている。そのため、応札者側で利用者情報を変更しなければ、事実と異なる情報で表示され帳票が作成されるという事象が発生している。本件に関する情報がほしい。

○ 地方公共団体

- 現在検討されているSaaS方の料金体系について伺いたい。
- 認証局ICカードリーダーのJAVAバージョン、リビジョンについて、使用者からの問い合わせに回答するガイドラインがほしい。
- 庁舎内のパソコンは、電子入札以外のJAVAを利用したシステムも使っている。JAVA環境の切り替えツールを自前で作成するのではなくコアシステム側から提供してほしい。
- 超過額に相当する国際標準対応は今後も続けるのか、また効果があるのか。
- 今後のリリース予定時期を明確に示してほしい。
- 料金について選択肢を設けるのは賛成だが、複雑な料金体系にならないようにしてほしい。
- ボタン配置の悪さや、文字が小さいこと、また、用語がわかりにくいなど操作性が悪いので見直しをお願いしたい。
- 問合せの多いICカード設定の簡素化、JAVA環境の整合、ポップアップブロックの無効化の対処等は、ヘルプデスクの費用に影響するので改善してほしい。
- 認証局の中にはサービス提供の停止を公表している社がある。このような認証局は選定しないでほしい。

(2) JACIC 回答

- 社名変更について、ICカードの更新は認証局が把握した社名と住所がICカードに格納されている。これを自動的に同期させることは困難である。
- SaaSの料金は件数による加算を考えている。詳細が決まり次第紹介する。
- 今後の大幅な改良の際は、物品のみではなく工事もあわせて整備していきたい。
- 認証局のJAVAについては、コアシステムに合わせてもらうように要請している。
- 電子入札に関する国際標準は、現在、一段落しているものの継続的に調整が行われており、大きな改変等が行われないように引き続き情報収集を行う必要があると考えている。
- 今後の方針については、本会議資料1-3の方針案を参照いただきたい。
- ボタン配置やポップアップブロックといったご意見、ご指摘は組み入れていきたい。

- ・ 認証サービスについては、当初からサービス停止を想定することは困難であり、現在、サービス停止を明示している認証局に対し、利用者に支障が出ないようにお願いしている。
- ・ きめ細かな要望を皆様からいただいています。方向性を出して、具体的に改善していきたい。

(3) 学識者の講評

土木工学を学ぶ学生は、入学時から情報システムを日常的に扱う時代になっている。

電子入札コアシステムの導入団体は1都道府県当り、10機関程度となる。情報化により効率化が望まれる中、まだ本システムが普及する余地があると考えられる。政府の事業仕分けにおいて、本システムの重要性があらためて確認されたため、一層の普及と啓発を進める必要がある。また、事業仕分けの方針には、コスト削減のための競争性を高めるべきとある。競争に数社の事業者が参加すると、本システムの標準化や統一化とは逆行するおそれがある点にも留意してほしい。かつて海外視察で欧米の情報システムを拝見した際、利用者の日常的な負担を軽減した情報システムを運営している例があった。本システムにおいても日常性を取り込んだ整備を期待する。

【利用者会議終了後（1月31日まで）に寄せられたご意見を以下に掲載します。】

○ 地方公共団体

- ・ 地元ベンダが SaaS 事業者としてサービス提供できる仕組・料金体系を設定してほしい
- ・ ASP・SaaS のメリット、料金体系、手続き、市町単独及び市町共同活用事例等の具体的な情報提供をお願いしたい。
- ・ 商業登記認証局と民間認証局の仕様を統一するように働き掛けてほしい。
- ・ 誰が何時データの生成・変更を行い、そのデータがどのように使われているのか等のデータライフサイクルを示したデータフロー図がほしい。
- ・ 入札手続きや語句の最適化は、共同利用等において県レベルで行われてきた。今後は全体最適の範囲を広げる必要があるため、国の関与を強めて主導的に推進してほしい
- ・ 最低制限価格を設定する際に、ランダム係数を決定している。コアシステムでも標準の仕様を示してほしい。
- ・ 不自然な価格入力、入札から開札までの時間が長い不適切な開札時刻設定を察知するアラート機能を付けてほしい。
- ・ 受注者が導入時に利用できる、ブラウザバージョン表示、JAVA のバージョン表示、JAVA ポリシー確認、ポップアップ表示、サンプルファイルのダウンロード等、「問題きり分け」「動作確認」チェックページを提供してほしい。
- ・ 市町村下の中小企業（一人親方のような零細含）ではハードルが高い面があるため、受注者向けにセットアップ用の CD-ROM を配布（販売？）してほしい。（セットアップウィザードでも可）
- ・ 新しい OS がリリースされる際のシステム対応を迅速にお願いしたい。

○ 業界団体

- ・ 代表者等が変更になった場合などにおいて電子証明書が失効期間を生ずることなく継続して利用できるようご配慮してほしい。
- ・ IC カードを複数持っている場合、1 案件でどれでも使用できるようにしてほしい。
- ・ Windows7SP1 と Internet Explorer9 へ早急に対応してほしい。
- ・ e-BISC センター(コアシステム)、認証局、発注機関ごとの OS、IE、JAVA のバージョンの対応状況一覧を整理し、公開してほしい。
- ・ 発注機関によってブラウザがまちまちであり、多端末化の傾向があるため統一してほしい。
- ・ 運用時間が発注機関ごとに異なるので、標準時間を 9 時から 18 時までとしてほしい。
- ・ 質問の回答をメール通知されるようにしてほしい。
- ・ 質問書の回答を添付ファイルで受領すると、ポップアップブロックされ、再度操作しな

ればならない。1回操作となるようにしてほしい。1業務チェックの後、初期画面に戻る検索に時間がかかる、改善してほしい。

- 「調達案件検索」画面に公告日による検索機能を追加してほしい。
- 「説明要求」について、案件名称、質問投稿日時、回答日時による検索機能、質問入力期限が過ぎた案件を検索結果に表示しない機能を追加してほしい。
- 受付票と締切通知メールの配信の必要性は低い。メール配信の種類の見直しを検討してほしい。
- 添付ファイルの容量を3MBに統一してほしい。
- 「指名通知到着のお知らせ」メールに、発注者名が記載されていない団体があるので表示するようにしてほしい。
- 入札を辞退しても「落札者決定通知書」を送ってほしい。
- 文書ダウンロードシステムにおいて、「追加配布」欄に文書が最初に登録されたときにお知らせのメールを送ってほしい。

以上

電子入札コアシステム開発コンソーシアム

第 23 回 特別会員会議 議事録

I. 日 時：平成 24 年 1 月 20 日（金） 14：45～15：55

II. 場 所：日本青年館ホテル 3 階 国際ホール

III. 議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議長選出

4. 議 事

- (1) 第 22 回特別会員会議議事録の確認 …………… 資料 1
- (2) コンソーシアムの継続について …………… 資料 2
- (3) 入札書受付票等の自動発行用サーバ証明書の作成及び更新について… 資料 3
- (4) コアシステム V5.2 のリリースについて …………… 資料 4
- (5) 暗号アルゴリズム移行対応状況について …………… 資料 5
- (6) コアシステムにおける OS ミドルウェアの動作確認について …………… 資料 6
- (7) コアシステムにおける情報セキュリティの考え方について …………… 資料 7

5. その他

- (1) 情報提供 …………… 資料 8

6. 全体質疑応答

7. 閉 会

—参考資料—

参考資料 1：第 23 回 特別会員会議 参加者

参考資料 2：会員名簿（平成 24 年 1 月 20 日現在）

※ 前回の会議資料は以下の URL にて公開中（会員向け情報）。

URL：http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/linkpage/link7/tok/tk_top.html

上記のホームページにある「2. 会議資料ダウンロード」からご利用ください。

また、上記のホームページは会員向けとなっているため一般の方は参照できません。

IV. 挨拶

会議開催にあたり JACIC、SCOPE を代表して JACIC 岩立審議役より挨拶を行った。

V. 資料説明

議事に合わせて事務局より資料説明を行った。

VI. 質疑応答

資料 1～8 の内容について質疑応答が行われた。

<資料 1、資料 2>：質問等なし

<資料 3：入札書受付票等の自動発行用サーバ証明書の作成及び更新について>

Q1-1. 「再度、代替案を提示」と記載されているが、以前にも代替案が提示されているということか？（千葉県）

A1-1. 開発当初から購入できない状況が続いていたため、代替案として 5 年前にテスト用サーバ証明書を発行している。この代替案に変わる案を今回提示しているため再提示としている。（事務局）

Q1-2. 本件は、正会員ベンダー等と共に決定されたものか？（千葉県）

A1-2. 正会員ベンダーが参加する仕様検討 WG において説明し了承を得ており、合わせて動作確認も実施していただいている（事務局）

<資料 4：コアシステム V5.2 のリリースについて>

Q2. V5.1 から V5.2 へバージョンアップした場合、サポート対象外となるものはあるのか。（秋田県）

A2. ソフトウェアベンダーのサポート等、外部的な要因は変わるが、コアシステムのサポートとして特に変わることはない。（事務局）

Q3. 埼玉県では、時期システムをコアシステム OSS 版での構築を検討している。OSS の着手状況を教えてほしい？（埼玉県）

A3. OSS で対応できるかの確認は完了しているものの、今年度内の進捗は 1/4 程度であり、残りは来年度となる。進捗を見ながら個別に相談させてほしい（事務局）

Q4-1. 現在、V5.1 で導入準備を進めており、V5.2 を適用する際、カスタマイズ部はベンダーに検証してもらおうが、カスタマイズしていない部分はコアのサポート範囲なので導入時にベンダーの検証は不要と考えてよいか。今回提示されたコアシステムの動作確認方法を適用した場合、動作確認済み以外の環境を利用している団体又はベンダーに費用負担が降りかかってくると思われる。(静岡県)

A4-1. V5.1 から V5.2 にバージョンアップし動作しなかった場合、動作確認及び原因の切り分けはコアシステム側で実施する。ここで、コアシステム側に問題があり是正が必要な場合は、コアシステム側の費用で行う。切り分けた結果カスタマイズ部の問題である場合はカスタマイズベンダーの費用負担で是正していただくこととなる。(事務局)

Q4-2. 症例が発生した場合は分かるが、適用する際の動作確認費用が問題。(静岡県)

A4-2. 動作確認はどのようなモジュールでも必要となるので動作確認は各団体側でお願いしたい(事務局)

<資料5：暗号アルゴリズム移行対応状況について>

Q5. 現在利用中である LGPKI の IC カードは、フェーズ2の間は利用可能であり、その期間内に新しいICカードとクライアントソフトを提供いただきたい更新するものと考えてよいか(堺市)

A5. 最終的には LASDEC からアナウンスがあると思うが、現時点の情報ではフェーズ2の期間は利用可能と伺っている(事務局)

<資料6：コアシステムにおける OS ミドルウェアの動作確認について>

Q6. 動作確認した環境は、動作補償された環境となるのか、一例となるのか(秋田県)

A6. 確認したものしか動かないというものではない。ただし、OS の差によって Java のサポートが異なる場合もあり、何かあった場合は事後対応となる。昨今のパッチ等の更新頻度を見ても、全ての対応は不可能である。先日の Java の不具合対応同様にベンダーにパッチの改修を依頼しても期待できない状況であり、コアシステム側で回避策を検討することとなる。これらをかんがみ補償とは言えないことをご理解いただきたい。また、カスタマイズによる不具合もあるため、コアシステムとしての責任範囲は、コアシステム本体への是正パッチや改修となる。なお、責任範囲を超えるサポートを行わないわけではないので、開発ベンダー等との情報共有を密に行っていく必要があると考えている(事務局)

Q7. 今後の導入の目安とするため、コアシステムの利用者で実際に動作している環境を情報共有していただきたい(秋田県)

A7. 各団体の状況により出せない情報もあると思われるので要望として受け止め、アンケートの情報を再確認する等、情報提供を検討したい(事務局)

<資料7：コアシステムにおける情報セキュリティの考え方について>

Q8-1. 「業務継続に支障を来たすような問題が **Java** に発生した場合、現時点では対応が非常に困難」とは電子入札システムが使えなくなるということか？（広島市）

A8-1. 直ちに使えなくなるわけではないものの、**Java** に依存するためセキュリティ事案等の対応が困難になることがあると考えてほしい。ただし、運用管理等をしっかりと行うことで電子入札システムの利用は継続できる。（事務局）

Q8-2. その場合は運用による対処が必要な旨のアナウンスがされると考えてよいか（広島市）

A8-2. そのようになる。なお、セキュリティポリシー等は各団体で異なるため、各々においてもセキュリティ情報等を注視してほしい。（事務局）

<資料8>：質問等なし

平成24年度電子入札コアシステム利用者会議・特別会員会議 参加団体一覧(予定)

区分	機関名	区分	機関名
国の機関	文部科学省	市町村等	仙台市
	農林水産省		横浜市
	国土交通省		川崎市
	防衛省		新潟市
	最高裁判所		名古屋市
公社・機構等	独立行政法人宇宙航空研究開発機構		京都市
	独立行政法人日本原子力研究開発機構		大阪市
	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		堺市
	独立行政法人都市再生機構		神戸市
	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園		広島市
	日本銀行		福岡市
	中日本高速道路株式会社		熊本市
	首都高速道路株式会社		岩見沢市
阪神高速道路株式会社	山形市		
都道府県	青森県		郡山市
	岩手県		佐野市
	宮城県		越谷市
	秋田県		柏市
	山形県		桑名市
	茨城県		南丹市
	栃木県		八尾市
	群馬県		松山市
	埼玉県		佐賀市
	千葉県		長崎市
	東京都		佐世保市
	神奈川県	大田区	
	新潟県	平塚市	
	富山県	岐阜県共同利用運営等協議会	
	石川県	大阪電子自治体推進協議会	
	福井県	兵庫県電子自治体推進協議会	
	山梨県	練馬区社会福祉事業団	
	長野県	滋賀県土地開発公社	
	岐阜県	滋賀県住宅供給公社	
	静岡県	滋賀県道路公社	
	あいち電子自治体推進協議会	業界団体	一般社団法人全国測量設計業協会連合会
	愛知県		社団法人日本補償コンサルタント協会
	三重県		一般社団法人全国建設業協会
	滋賀県		建設コンサルタンツ協会
	京都府		社団法人日本建設業連合会
	大阪府	公益財団法人 日本測量調査技術協会	
	兵庫県	コンソーシアム 会員等	東芝ソリューション株式会社(正会員)
	和歌山県		日本電気株式会社(正会員)
	鳥取県		日本ユニシス株式会社(正会員)
	広島県		株式会社日立製作所(正会員)
	山口県		富士通株式会社(正会員)
	徳島県		株式会社HARP(賛助会員)
愛媛県	株式会社茨城計算センター(賛助会員)		
高知県	テクノ・マインド株式会社(賛助会員)		
福岡県	株式会社日立システムズ(賛助会員)		
佐賀県	日本電子認証株式会社(賛助会員)		
長崎県	株式会社建設技術研究所(賛助会員)		
大分県	株式会社ダイテック(賛助会員)		
宮崎県	株式会社帝国データバンク(賛助会員)		
鹿児島県	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト(賛助会員)		
沖縄県	東北インフォメーション・システムズ株式会社(賛助会員)		
	ジャパンネット株式会社(賛助会員)		
	株式会社鹿児島頭脳センター(賛助会員)		
	株式会社浜名湖国際頭脳センター(賛助会員)		
	株式会社ミロク情報サービス		
	株式会社中電シーティーアイ		

電子入札コアシステム開発コンソーシアム

会 員 名 簿

1. 正会員(計5社)

No.	正会員名称
1	東芝ソリューション株式会社
2	日本電気株式会社
3	日本ユニシス株式会社
4	株式会社日立製作所
5	富士通株式会社

2. 賛助会員(計20社)

No.	賛助会員名称
1	株式会社HARP
2	株式会社HBA
3	株式会社NTTデータ
4	株式会社茨城計算センター
5	株式会社インテック
6	テクノ・マインド株式会社
7	日本オラクル株式会社
8	株式会社日立システムズ
9	三菱電機株式会社
10	日本電子認証株式会社
11	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
12	株式会社建設技術研究所
13	プライスウォーターハウスクーパース株式会社
14	株式会社ダイテック
15	株式会社帝国データバンク
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト
17	東北インフォメーション・システムズ株式会社
18	ジャパンネット株式会社
19	株式会社鹿児島頭脳センター
20	株式会社浜名湖国際頭脳センター

3. 特別会員(計232団体)

(1)中央省庁(9団体)

No.	公共発注機関名称
1	内閣府沖縄総合事務局
2	財務省
3	文部科学省
4	厚生労働省
5	農林水産省
6	国土交通省
7	環境省
8	防衛省
9	最高裁判所

(2)公社・機構等(23団体)

No.	公共発注機関名称
1	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
2	独立行政法人国際協力機構
3	独立行政法人国立印刷局
4	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
5	独立行政法人日本原子力研究開発機構
6	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター
7	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
8	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
9	独立行政法人水資源機構
10	独立行政法人空港周辺整備機構
11	独立行政法人都市再生機構
12	独立行政法人住宅金融支援機構
13	独立行政法人物質・材料研究機構
14	日本銀行
15	日本下水道事業団
16	東日本高速道路株式会社
17	中日本高速道路株式会社
18	西日本高速道路株式会社
19	首都高速道路株式会社
20	阪神高速道路株式会社
21	本州四国連絡高速道路株式会社
22	成田国際空港株式会社
23	関西国際空港株式会社

(順不同、敬称略)

(3)都道府県(47団体)

No.	公共発注機関名称
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県(あいち電子自治体推進協議会)
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

(4)政令指定都市(20団体)

No.	公共発注機関名称
1	札幌市
2	仙台市
3	さいたま市
4	千葉市
5	川崎市
6	相模原市
7	横浜市
8	新潟市
9	静岡市
10	浜松市
11	名古屋市
12	京都市
13	大阪市
14	堺市
15	神戸市
16	岡山市
17	広島市
18	北九州市
19	福岡市
20	熊本市

(5)その他市町村等(133団体)

No.	公共発注機関名称
1	旭川市
2	釧路市
3	岩見沢市
4	盛岡市
5	恵庭市
6	青森市
7	登米市
8	秋田市
9	大仙市
10	山形市
11	福島市
12	会津若松市
13	郡山市
14	水戸市
15	土浦市
16	足利市
17	栃木市
18	佐野市
19	鹿沼市
20	日光市
21	小山市
22	那須塩原市
23	下野市
24	上三川町
25	前橋市
26	高崎市
27	川口市
28	越谷市

(順不同、敬称略)

No.	公共発注機関名称
29	蕨市
30	市川市
31	船橋市
32	松戸市
33	成田市
34	柏市
35	市原市
36	八千代市
37	大田区
38	平塚市
39	藤沢市
40	小田原市
41	厚木市
42	大和市
43	長岡市
44	村上市
45	富山市
46	高岡市
47	滑川市
48	金沢市
49	七尾市
50	福井市
51	鯖江市
52	甲府市
53	南アルプス市
54	北杜市
55	長野市
56	松本市
57	沼津市
58	豊橋市
59	岡崎市
60	蒲郡市
61	津市
62	桑名市
63	長浜市
64	大津市
65	近江八幡市
66	甲賀市
67	東近江市
68	福知山市
69	舞鶴市
70	宇治市
71	亀岡市
72	城陽市
73	京田辺市
74	京丹後市
75	南丹市
76	京丹波町
77	与謝野町
78	枚方市
79	八尾市
80	東大阪市
81	姫路市

No.	公共発注機関名称
82	尼崎市
83	奈良市
84	大和郡山市
85	五條市
86	生駒市
87	葛城市
88	広陵町
89	和歌山市
90	鳥取市
91	松江市
92	出雲市
93	倉敷市
94	高梁市
95	呉市
96	福山市
97	府中市
98	東広島市
99	下関市
100	宇部市
101	山口市
102	徳島市
103	高松市
104	松山市
105	今治市
106	新居浜市
107	高知市
108	久留米市
109	柳川市
110	筑後市
111	佐賀市
112	唐津市
113	長崎市
114	佐世保市
115	諫早市
116	大村市
117	大分市
118	別府市
119	宮崎市
120	鹿児島市
121	那覇市
122	岐阜県共同利用運営等協議会
123	大阪電子自治体推進協議会
124	兵庫県電子自治体推進協議会
125	東京都新都市建設公社
126	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
127	滋賀県道路公社
128	滋賀県住宅供給公社
129	滋賀県土地開発公社
130	京都府住宅供給公社
131	大阪府住宅供給公社
132	大阪市建築技術協会
133	大阪広域水道企業団

(順不同、敬称略)

電子入札コアシステム開発コンソーシアム規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本コンソーシアムは、国土交通省が平成13年6月に発表した「CAL/EC 地方展開アクションプログラム（全国版）」の趣旨に則り、地方公共団体等の公共発注機関への円滑な電子入札システムの導入を支援するため、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という）、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下、「SCOPE」という）、ITベンダーにより共同で、電子入札システムのコア部分を開発および改良するための仕様並びに運用支援に関する検討を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という）とする。電子入札コアシステムとは、複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システムの基幹部分及びこれに密接に関連する部分とする。

(事務局)

第3条 事務局は、本コンソーシアムの運営に係る事務を行うため JACIC 内に設置する。

第2章 活 動

(活動内容)

第4条 国土交通省が平成13年10月以降に無償公開した電子入札システムの仕様を基に、複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札コアシステム（以下、「コアシステム」という）を開発および改良するための仕様検討、開発および改良成果の検証並びに運用支援に関する検討を行う。なお、コアシステムの開発については、本コンソーシアムで検討した仕様に基づいて、別途 JACIC、SCOPE が行う。

(費 用)

第5条 本コンソーシアムの設立及び活動に係わる費用は、第11条の会費、賛助会費をもって賄うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本コンソーシアムの目的及び活動に賛同し、公募等による所定の手続きを経て参加した公共発注機関、企業を会員とする。

2 会員は、正会員、賛助会員、特別会員で構成する。

(正会員)

第7条 正会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、第4条で定めた活動に対する能力・意欲を有しているとともに、第11条で定める会費を負担することができる企業とする。

2 正会員は、JACIC、SCOPE が公募等により募集し、これに応募した企業から開発能力及び開発意欲等を審査して選定する。

3 正会員は、統括会議、検討ワーキング・グループの構成員として、コンソーシアムの議論及び意思決定に参加することができる。また、報告書、マニュアル、実行形式プログラム等の各種成果物を入手することができる。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、日本国内の社会基盤整備に係る建設サービス（情報システムを含む）事業の実績を3年以上持つ企業のうち、本コンソーシアムの目的に賛同し、第11条で定める会費を負担する企業とする。

2 賛助会員は、特別会員会議に参加することができ、また、賛助会員専用のホームページ等から情報を入手することができる。

(特別会員)

第9条 特別会員は、本コンソーシアムの目的及び活動に賛同し、JACIC、SCOPE の公募に応募した公共事業等の発注機関とする。

2 特別会員は、本コンソーシアムに対する要望、質問を行うとともに、特別会員専用のホームページ等から情報を入手することができる。また、会長が招集する会議への参加ができる。

(会員の退会・除名)

第10条 会員は所定の申し出により退会することができる。

2 本コンソーシアムは、統括会議が不適格と認めた会員について除名することができる。

3 退会・除名された正会員、賛助会員に対しては、第11条で定めた会費・賛助会費等は返還しない。

(会費・賛助会費)

第11条 正会員の会費は、平成15年度まで年額3,000,000円、平成16年度以降年額1,500,000円、平成18年度以降1,000,000円とし、定められた期日までに、定められた方法で支払う。新規加入の正会員は、当該会費を過年度分とあわせて支払うものとする。

2 賛助会員の賛助会費は、年額50,000円とし、定められた期日までに、定められた方法で支払う。

3 特別会員は会費を徴収しない。

第4章 会議、運営体制

(会長・副会長・顧問)

第12条 本コンソーシアムの会長はJACIC理事長がその任に当たる。

2 会長は本コンソーシアムを代表し、その業務を統轄する。

3 本コンソーシアムに副会長を置く。副会長はSCOPE理事長がその任に当たる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長がその任に当たることが出来ないときは、その職務を代行する。

5 本コンソーシアムには顧問を置くことができる。顧問は会長が指名する。

(統括会議)

第13条 統括会議は会長が召集し、規約の改廃、本コンソーシアムの運営等に関する重要事項の審議、決定を行う。

2 統括会議は、正会員で構成し、半数以上の出席(委任状の提出を含む)によって成立する。

(検討ワーキング・グループ)

第14条 検討ワーキング・グループは、JACIC、SCOPE及び正会員により構成され、コンソーシアムの目的を達成するために必要な個別の検討を行う。

2 検討ワーキング・グループには、主査、副主査を置くことができる。

(特別会員会議)

第15条 特別会員会議は会長が召集し、本コンソーシアムの設立報告、成果報告等を行う。

第5章 その他

(会計報告)

第16条 事務局は、毎年度の会費に対する収支結果を統括会議に報告しなければならない。

(知的財産権)

第17条 会員は、開発成果及び実証実験成果に対する知的財産権を主張することができない。

(情報開示)

第18条 会員は、活動過程及び活動結果で得た情報を本コンソーシアム外部へ開示又は発表する場合、事前に事務局の承認を得なければならない。

(本コンソーシアム終了時の財産の扱い)

第19条 本コンソーシアム終了時に財産が残った場合、その処分方法はJACIC、SCOPEが定め、統括会議の議を経るものとする。

(事業期間・事業年度)

第20条 本コンソーシアムの事業期間は、2001年7月から2010年3月までの予定とする。
なお、事業期間については2ヶ年毎に見直すこととする。

2 事業年度は、初年度を2001年7月から2002年3月末、第2事業年度を2002年4月から2003年3月末、第3事業年度を2003年4月から2004年3月末、第4事業年度を2004年4月から2005年3月末、第5事業年度を2005年4月から2006年3月末、第6事業年度を2006年4月から2007年3月末、第7事業年度を2007年4月から2008年3月末、第8事業年度を2008年4月から2009年3月末、第9事業年度を2009年4月から2010年3月末、第10事業年度を2010年4月から2011年3月末、第11事業年度を2011年4月から2012年3月末、第12事業年度を2012年4月から2013年3月末、第13事業年度を2013年4月から2014年3月末までの予定とする。

(この規約にない事項の扱い)

第21条 この規約にない事項の扱いは、必要により統括会議で決定する。

- 附則 この規程は、平成13年7月18日から適用する。
- 附則 (平成16年4月1日) この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 附則 (平成18年4月1日) この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 附則 (平成20年4月1日) この規程は、平成20年4月1日から適用する。
- 附則 (平成22年4月1日) この規程は、平成22年4月1日から適用する。
- 附則 (平成24年4月1日) この規程は、平成24年4月1日から適用する。